

関東ゴルフ連盟

女子 月例競技参加規定

15年4月改正

1. 目的
本競技の目的は、一に模範的アマチュアゴルファーの育成にある。参加する者は、単に成績を競うだけでなく、競技を通じて、エチケット、マナー、ルールを研修し、技倆を研鑽し、良き指導者としてのプレーヤーを目指さなければならない。
2. 競技
18ホール・ストロークプレー
1位がタイの場合は、次回の月例競技と兼ねてプレーオフを行なう。次回の月例競技と兼ねてのプレーオフが出来ない場合は、委員会規定により優勝者を決定する。
3. 参加資格
1.連盟加盟倶楽部の会員であり、満16歳以上(もしくは高校生以上)の者。
2.JGAハンディキャップ12または女子JGAハンディキャップ7までの者(取得日より1年間有効)で別に定める月例競技参加規定細則により、参加資格を得た者。
3.月例委員会で承認した者。
4.18歳未満及び高校生の参加については、初参加月度に必ず親権者の参加承諾書を提出すること。なお有効期間は毎年3月度月例競技日までとする。
4. 参加申込及び締切日
所属倶楽部を経て関東ゴルフ連盟に申込みこと。競技日14日前締切を基準とし、締切日(月例競技日程表に表示)までに必着のこと。尚、締切以後は受付けない。
5. 参加料
8,400円(内消費税400円)。ただし学生は5,250円(内消費税250円)。競技日当日選手個人が開催倶楽部窓口で支払う。欠場者は直接徴収する。
6. 賞
3位までを入賞とする。
優勝者は優勝杯を保有する名誉を得る。
但し、2、3位にタイのある場合は、同位の賞品を与える。
月例成績のポイントで年間最高得点をあげた者には年間最高得点賞を与える。

月例競技参加規定細則

1. 月例競技の成立
女子月例競技は参加者12名に達しない場合は競技を不成立とする。
2. 締切後の参加取消し
締切後の参加取消しについては、競技前日迄に届け出た者は1回、当日届け出た者は2回の出場停止とする。
3. 開催倶楽部到着時刻の規制
競技当日、開催倶楽部には、組合わせ表に定められた自己のスタート時刻の30分前までに到着し、直ちに所定の参加者名簿に署名しなければならない。
これに違反した場合は、2ストロークのペナルティを課す。
4. 参加資格喪失
次の各項に該当する場合は、それぞれ参加資格を失う。
 - 1.欠場、早退の場合
イ、無届けで欠場した者は、7回の出場停止とする。
ロ、競技終了後のミーティングを早退した者は1回、無届の者は3回の出場停止とする。
 - 2.競技成績による場合
イ、31位以下は1回、46位以下は2回停止とする。
ロ、N・Rした者、または競技規則による失格はすべて2回停止。
ハ、優勝ストロークから20ストローク以上離れた者は2回の出場停止とする。
 - 3.ハンディキャップ喪失の場合
ハンディキャップ取得期限の切れた者は、自動的に参加資格を失う。
 - 4.本競技の目的にいちじるしく反した者。
5. 月例通算成績によるシード
月例成績により1位15点から順次15位1点までポイントをつけ、この年間集計4月より3月までのポイント上位10位タイまでは関東女子ゴルフ選手権の予選を免除する。
6. 優勝杯の保管
優勝者は、優勝杯の保管、輸送についての責任をもつものとする。
7. 参加申込みおよび取消しに関する責任の所在
参加申込みおよび取消し場合は、所属倶楽部を通じて行ない、最終責任は本人が負うこと。
8. 上記条項に関する特殊事情については、委員会にて検討、決定して運用する。

本競技の年度は、毎年4月より3月までである。(本参加規定の実施は15年6月度よりとする。)

平成 16 年 4 月 30 日

月例競技参加有資格者 各位

関東ゴルフ連盟
月例競技委員会
委員長 中野 弘治

参加者出場制限について

昨今、月例競技出場申込者数が急増しており、円滑な競技運営を図るため去る 4 月 30 日の月例委員会において標記の件につき、下記のように決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 参加人数

- イ) 4 月度～9 月度は、男子 110 名、女子 50 名以内を原則とする。
- ロ) 10 月度～3 月度は、男子 100 名、女子 44 名以内を原則とする。

2. 制限方法

上記人数を越えた申込があった場合には

- イ) 本競技開催目的を考慮して初参加者を優先する
- ロ) すでに複数回出場している者の参加については
 - 1. ポイント上位者を優先する
 - 2. **過去 2 回の競技において、いずれも出場制限のため出場できなかった者**
 - 3. 過去 11 回の競技の実績で出場回数が多い者を優先する
 - 4. 上記以外の対象者が生じた場合は受付先着順とする。

本規定の実施は平成 16 年 6 月度よりとする。

以上

月例競技キャンセル待ちについての規定

月例競技についての規定です。他の競技には適用されません。

1. 実施の条件

月例競技委員会で定める各月の定員より多くの申込みがあり、出場制限をした競技に限る。

2. 適用される条件

参加を希望する競技の申込締切日までに申込みを完了したが、定員オーバーのため出場できない選手に対して適用される。したがって、たとえキャンセル待ちを実施した競技であっても締切日以降に申込みがあった選手は、キャンセル待ちの対象とはしない。

3. ウェイティングする選手の出場優先順位

- 第一優先：当該年度の獲得ポイント上位者
- **第二優先：過去2回の競技において、いずれも出場制限のため出場できなかった者**
- 第三優先：過去11回の競技実績で出場回数の多い者
- 第四優先：申込み受付先着順

(注1) 第三優先まで考慮しても優先順位が決まらない場合は、抽選で出場選手を決定する。

(注2) 第二優先について、「出場回数」とは公式記録として18ホールのスコアが記録されている場合を出場とみなす。したがって、申込みはしたが欠場した場合や、競技日にプレーはしたが棄権や失格となった場合は出場回数に含まれない。

(注3) 第二優先について、「過去11回の競技」とは「競技成立となった過去11回の競技」のことを指す。したがって、悪天候等で競技不成立の場合は「過去11回」の中には含まれない。

4. 欠場者が再出場する場合について

欠場を申し出た選手が再び出場を希望する場合は、ウェイティング出場優先順位の最下位としてキャンセル待ちをすることとする。ただし、キャンセル待ちを実施していない競技の場合は、そのまま自己の組み合わせおよびスタート時間に復帰できる。

5. 適用された場合の選手への連絡

競技日より、1関東ゴルフ連盟営業日前（以下、営業日とする）までに適用された場合は、直接選手に電話にて連絡する。したがって、ウェイティングしている選手は携帯電話等、常に連絡が取れる電話番号を関東ゴルフ連盟に連絡しておくべきである。1営業日前の17:00までに連絡が取れない場合は、その選手の出場は見送り、次位の選手を繰り上げる。

6. 参加料について

キャンセル待ちが適用された時点で出場選手とみなし参加料が発生する。したがって、本規定により出場することとなった選手が出場を取りやめた場合も参加料は徴収する。

7. 本規定の実施

本規定は、平成16年度6月度競技より実施する。